

「投票は政治参加の第一歩」、貴重な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

# の投票日は4月9日(日)です

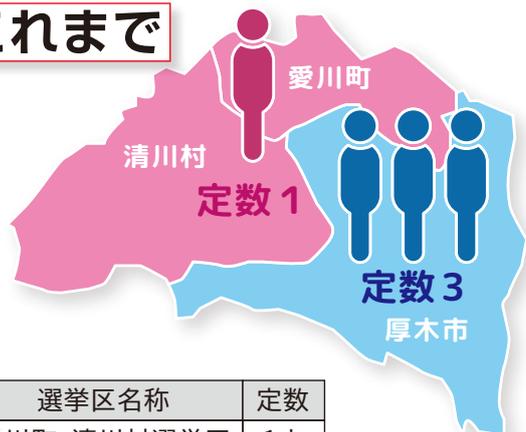
12カ所の投票所で行われ、即日開票されます。

☎ 選挙管理委員会事務局  
☎(内線)3225

## 選挙区 県議会議員選挙の選挙区が変わりました

神奈川県議会議員の定数や選挙区に関する条例が改正され、今回の県議会議員選挙から愛川町、厚木市、清川村が1つの選挙区となり、定数も変更されました。

これまで



選挙区名称	定数
愛川町・清川村選挙区	1人
厚木市選挙区	3人

今回から



選挙区名称	定数
厚木市・愛川町・清川村選挙区	3人

### 投票所

投票所はお住まいの地域によって異なります。投票所入場整理券に投票所の施設名と案内図を記載していますので、ご確認の上お出掛けください。

### ◆投票所入場整理券

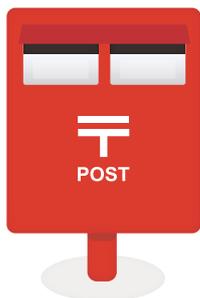
投票の日時や投票所の場所、期日前投票などのご案内のため、投票所入場整理券を世帯ごとに封書で郵送しています。封書1通につき最大6人までの整理券が同封されていますので、投票の際には自分の氏名が記載されている整理券をお持ちください。

整理券は、選挙の周知や投票所・期日前投票所での受け付けをスムーズにするためのものです。整理券を無くしてしまった場合でも投票できますので、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、投票所・期日前投票所へお越しください。

### 選挙公報

は、4月初旬に新聞各社の朝刊に折り込みでお届けします。折り込みを行う新聞は、朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京の7紙です。これらの新聞を購読されていない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。なお、役場、ラビンプラザ、レディースプラザなどの公共施設にも配架しますのでご利用ください。また、「広報あいかわ等個別配布希望者登録制度」をご利用の世帯には郵送します。

### 郵便投票



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれかをお持ちの方や、新型コロナウイルス感染症で自宅療養などを行っている方は、それぞれの要件に該当する場合、郵便による投票ができます。事前に手続きが必要ですのでお問い合わせください。

### 不在者投票

次に該当する方は、それぞれの場所で不在者投票をすることができます。

- 都道府県選挙管理委員会から指定された施設または病院に入所・入院中の方は、その施設または病院で。
- 愛川町以外の市区町村に滞在中の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会です。

いずれも愛川町の選挙人名簿に登録されている方が対象です。詳しくはお問い合わせください。



# 県知事・県議会議員選挙

投票は午前7時から午後8時まで、町内

## 期日前投票

県知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土)

県議会議員選挙 4月1日(土)～4月8日(土)

※県知事選挙と県議会議員選挙とで開始日が異なります。

やむを得ない理由により、投票日当日に投票所で投票できない方は、投票日前に期日前投票をすることができます。事前に投票入場整理券裏面の「期日前投票用請求書(兼宣誓書)」にご記入しお持ちください。

## 期日前投票所

土曜・日曜、昼休み時間も投票できます

### ◆役場2階大会議室

左記の県知事選挙、県議会議員選挙それぞれの全期間で、午前8時30分～午後8時に投票できます。

### ◆ラビンプラザ、レディースプラザ

4月5日(水)～8日(土)の、午前9時～午後8時に投票できます。

## 投票できる人

今回の選挙で投票できる人は次のとおりで、いずれも平成17年4月10日以前に生まれた人が対象です。下記の表の      に該当する場合は投票できません。

## ■神奈川県知事選挙

区分	届け出などの時期	投票の場所など
	住所を変えず、投票日まで町内に住んでいる方	愛川町で投票できます。
愛川町へ転入した方	令和4年12月22日までに転入届を出した方	愛川町で投票できます。
	令和4年12月23日～30日に転入届を出した方	<p>◆県外からの転入 令和5年3月29日以前は投票できません。令和5年3月30日以降は愛川町で投票可能です。</p> <p>◆県内の他市町村からの転入 令和5年3月29日以前は要件①の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。令和5年3月30日以降は愛川町で投票できます。</p>
	令和4年12月31日以降に転入届を出した方	<p>◆県外からの転入 今回の選挙では投票できません。</p> <p>◆県内の他市町村からの転入 要件①の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。愛川町では投票できません。</p>
愛川町から転出した方	令和4年12月22日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<p>◆県外への転出 今回の選挙では投票できません。</p> <p>◆県内の他市町村への転出 新住所地で投票できます。</p>
	令和4年12月23日～30日に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<p>◆県外への転出 今回の選挙では投票できません。</p> <p>◆県内の他市町村への転出 令和5年3月29日以前は要件②の全てに該当する場合、愛川町で投票できます。令和5年3月30日以降は新住所地で投票できます。</p>
	令和4年12月31日以降に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<p>◆県外への転出 今回の選挙では投票できません。</p> <p>◆県内の他市町村への転出 要件②の全てに該当する場合、愛川町で投票できます。新住所地では投票できません。</p>

## ■神奈川県議会議員選挙

区分	届け出などの時期	投票の場所など
	住所を変えず、投票日まで町内に住んでいる方	愛川町で投票できます。
愛川町へ転入した方	令和4年12月30日までに転入届を出した方	愛川町で投票できます。
	令和4年12月31日以降に転入届を出した方	<p>◆県外からの転入 今回の選挙では投票できません。</p> <p>◆県内の他市町村からの転入 要件①の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。愛川町では投票できません。</p>
愛川町から転出した方	令和4年12月30日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<p>◆県外への転出 今回の選挙では投票できません。</p> <p>◆県内の他市町村への転出 新住所地で投票できます。</p>
	令和4年12月31日以降に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<p>◆県外への転出 今回の選挙では投票できません。</p> <p>◆県内の他市町村への転出 要件②の全てに該当する場合、愛川町で投票できます。新住所地では投票できません。</p>

**要件①**

- 前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。
- 令和4年12月9日(期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前)以降に前住所地の市区町村を転出した。
- 投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受けることが必要です。

**要件②**

- 愛川町の選挙人名簿に登録されている。
- 令和4年12月9日(期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前)以降に愛川町を転出した。
- 投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示、または引き続き県内に住所を有することについての確認を受けることが必要です。